

## 第2章 観光立国の実現と美しい国づくり

### 第1節 観光をめぐる動向

#### 1 観光立国の意義

観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国際相互理解を推進するという意義を有するものであり、観光立国の実現は、我が国の成長戦略の柱として最も重要なものの一つである。

#### 2 観光の現状

##### (1) 国民の観光の動向

平成20年度の国民一人当たり国内宿泊観光旅行宿泊数は2.36泊、国民による国内旅行消費額は20.5兆円であり、19年度（それぞれ2.42泊、20.2兆円）に比べほぼ横ばいとなった。他方、海外旅行者数の減少等により、20年度の国民の海外旅行消費額は5.5兆円と、19年度（6.1兆円）に比べて減少した。

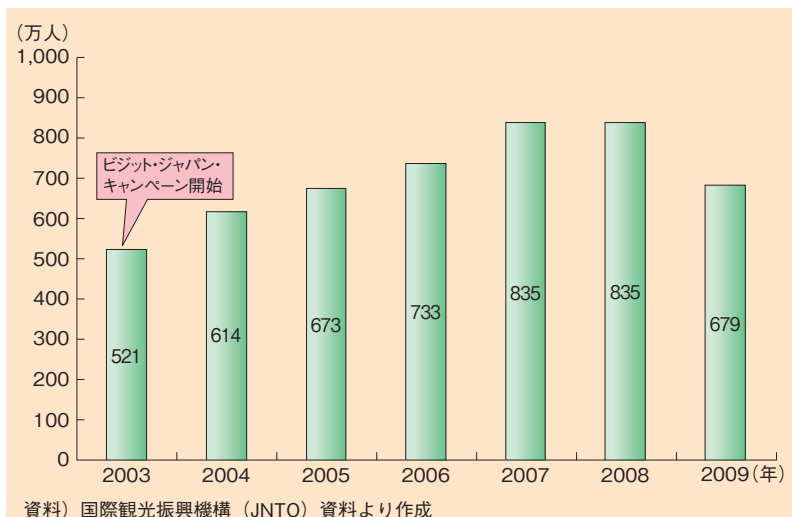
また、21年の日本人海外旅行者数は、前年比3.4%減（約54万人減）の約1,545万人となった。

##### (2) 外国人の訪日旅行の動向

平成20年9月以降の訪日外国人旅行者数の減少等に伴い、20年度の訪日外国人旅行消費額は、前年度比10.1%減（0.1兆円減）の1.3兆円と減少した。

21年の訪日外国人旅行者数は、リーマンショックに端を発した世界的な景気低迷、円高等の影響により、前年比18.7%減（156万人減）の約679万人となった。ただし、中国については、同年7月の個人観光査証の創設、これを契機としたプロモーションの強化等により、対前年比で微増となった。

図表Ⅱ-2-1-1 訪日外国人旅行者数の動向



##### (3) 観光産業の動向

###### ① 旅行業

平成20年度の主要旅行業者63社の取扱額は、前年度比5.5%減の約6兆4,394億円となった。

海外旅行については、韓国方面が好調であったものの、燃油サーチャージの高騰や景気後退により前年度比9.6%減の約2兆4,349億円となった。国内旅行については、前半は堅調に推移したものの、後半からの景気後退により、前年度比2.9%減の約3兆9,430億円となった。外国人旅行については、景気後

退と円高の進展により、前年度比1.7%減の約613億円となった。

②ホテル・旅館業

平成20年度の主要登録ホテルの客室利用率は、全国平均で71.9%となった。また、主要登録ホテル・旅館のうち赤字施設の割合は、ホテルで53.3%、旅館で49.7%となり、前年度に比べ、それぞれ23.4ポイント増、14.8ポイント増となった。

第2節 観光立国の実現に向けた取組み

観光立国推進基本法及び観光立国推進基本計画に基づき、観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進している。観光立国の実現は今後の我が国の成長戦略の柱として位置づけられるべき最重要課題であり、政府としての取組みを一体的・総合的に推し進めるため、平成21年12月に観光立国推進本部を設けた。本部の下に外客誘致ワーキングチーム、観光連携コンソーシアム、休暇分散化ワーキングチームを設け、関係省庁間の調整・連携強化を図っている。

また、観光の振興、発展に多大な貢献をした個人・団体を表彰する「観光庁長官表彰」を21年度より新たに創設し、13の個人・団体に授与した。

1 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（観光圏整備法）」に基づき、観光圏が広域的に連携した「観光圏」を整備し、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を目指すこととされている。国は地域が連携して行う取組みに対して総合的な支援をしており、観光圏整備事業補助制度（注）では、民間組織が実施する宿泊魅力向上事業や観光資源活用事業等について、農山漁村活性化プロジェクト交付金による事業と連携しつつ支援を行い、平成21年度は観光圏整備実施計画を14件認定している。

また、観光圏における社会資本整備をより円滑かつ適切に実施するため、21年4月より各観光圏において連絡会議を順次設置し、現地調査等を進めている。

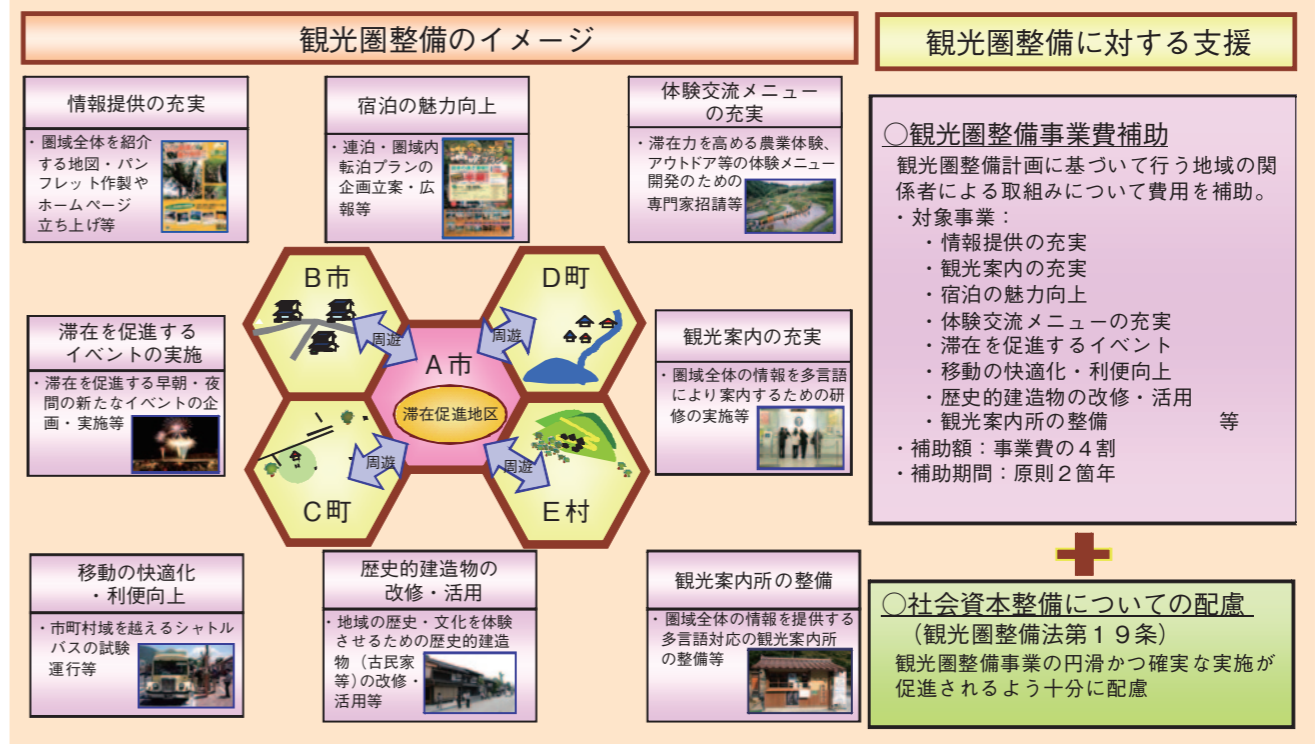
さらに、観光を軸とした地域づくりの取組みを所管の事業や施策により総合的に支援する観光地域づくり実践プランにおいては、観光圏の形成を図ろうとする地域の立ち上げ段階や、観光圏整備事業の円滑な実施促進に係る社会資本整備事業について支援を行っている。

なお、地域の観光まちづくりに関する優れた事例を掲載した事例集を取りまとめ、内外に情報発信し、地域の観光地づくりの取組みをサポートしている。

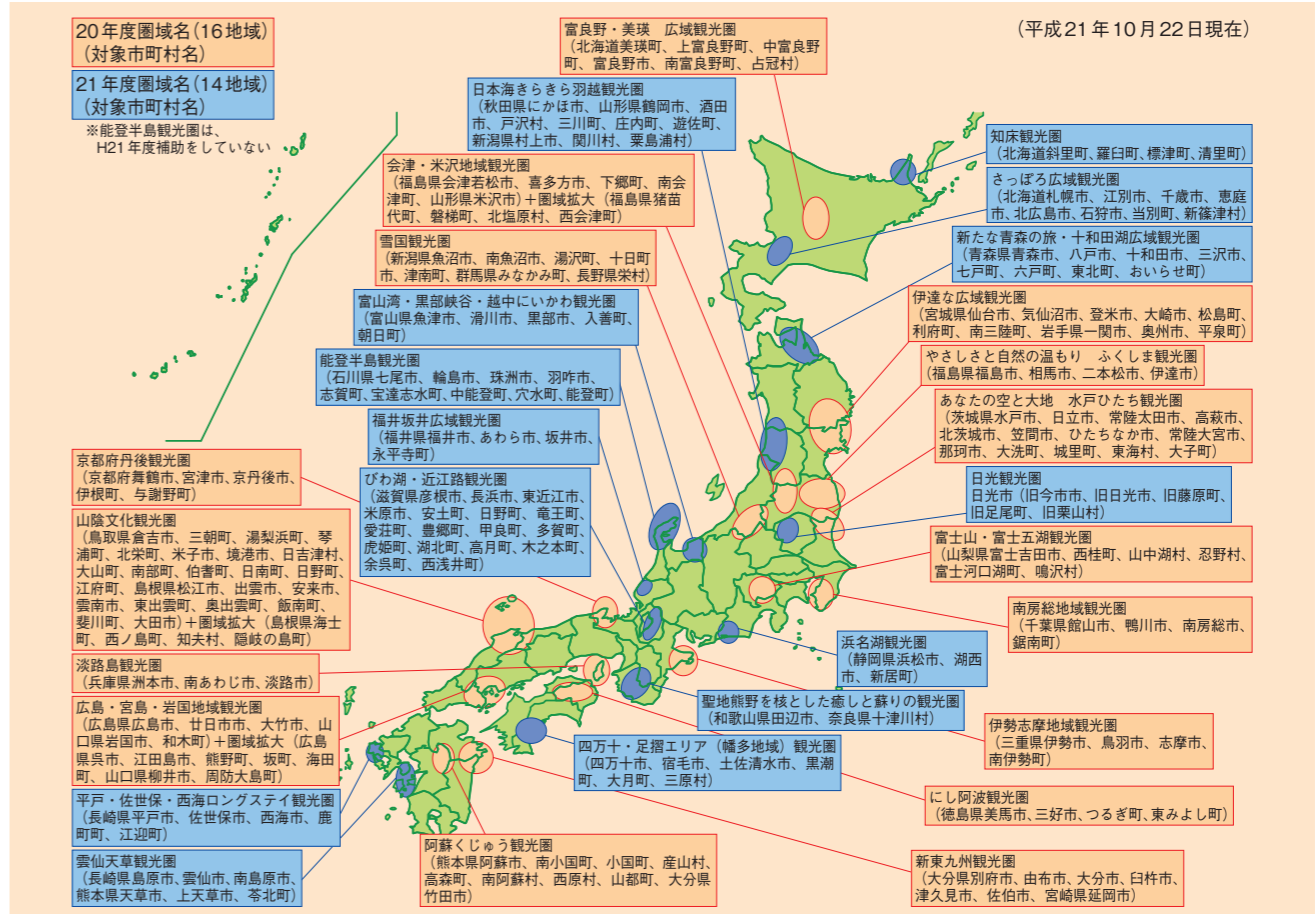
さらに、地域の観光関係者と旅行会社の連携・協働による地域の観光魅力を生かした旅行商品の創出を促進するため、21年度も引き続き「観光まちづくりアドバイザー会議」を地方ブロックごとに設置し、自治体・観光関係団体・NPO等に対して集中的なコンサルティングを実施している。

（注） 地方公共団体が作成する観光圏整備計画に沿って観光圏整備事業を行う者が観光圏整備実施計画を作成し、国土交通大臣から認定され、さらに第三者委員会である観光圏整備事業検討会の推薦を受け、採択されると、事業経費の補助支援を受けることができる。

図表Ⅱ-2-2-1 観光圏整備による観光旅客の長期滞在の促進



図表Ⅱ-2-2-2 観光圏整備実施計画認定地域（30地域）



## 2 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

### (1) 宿泊産業の活性化

宿泊産業を始めとする観光産業の新たなビジネスモデルを構築し、普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を21年度は14件実施した。また、旅館街の面的再生を支援するため、セミナーの開催やアドバイザーの派遣を行った。

### (2) 観光の振興に寄与する人材の育成

#### ①観光関係人材育成のための産学官連携方策の推進

観光学部・学科を有する大学、業界団体、関係省庁からなる「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」を開催し、人材育成に関する情報や課題の共有を進めるとともに、「インターンシップモデル事業」の実施や「産学官連携実践ワーキンググループ」の開催等、観光産業を担う人材育成の取組みを推進している。

#### ②観光カリスマ塾の開催

観光地域の活性化の核となる人材育成のため、全国各地の観光カリスマ<sup>(注)</sup>を講師として迎え、成功ノウハウの伝授、現場体験活動等を行う観光カリスマ塾を、平成21年度は8地区で開催した。

#### ③観光地域づくり人材を育成する取組みの支援

地域の自主的・自律的な観光地域づくり人材育成の取組みを促進するため、平成21年10月から地域の人材育成の指針となるガイドラインの策定に取り組んでいる。また、同年6月に「観光地域づくり人材シンポジウム」を開催するとともに、22年2月に「観光地域づくり人材育成支援WEB」を開設するなど、地域のネットワーク化を進めている。

#### ④「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施

地域の観光振興の取組みを牽引する外部人材を発掘・育成した上で、その人材と地域のマッチングを行う「観光地域プロデューサー」モデル事業を、平成21年度は3地域で行った。また、モデル事業の成果を「観光地域づくり人材シンポジウム」で広報するなど、「観光地域プロデューサー」制度の普及・啓発を図っている。

#### ⑤観光立国教育の推進

子ども達の「旅をする心」を育み、「将来の地域づくりの担い手」を育成するため、児童・生徒によるボランティアガイドの普及を促進するとともに、「観光立国教育」の推進を図っている。

## 3 国際観光の振興

### (1) 我が国観光魅力の海外への発信

訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にするとの目標を達成するため、日本の観光魅力を海外に発信する訪日旅行促進事業を展開している。訪日旅行者数の多い12の国・地域（韓国、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール、豪州、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス）を重点市場に設定し、プロモーションを展開している。具体的には、旅行目的地としての日本を知ってもらうことを目的とした我が国観光魅力の情報発信である認知度向上事業と実際に訪日旅行に結びつけることを目的とし

(注) 観光地の魅力を高め、観光振興を成功に導いた人々として、関係省庁と連携した「観光カリスマ百選」選定委員会において認定された観光カリスマが全国で活躍している。

た誘客事業に大別される。前者においては、ウェブサイトにおける情報発信、外国のメディアにおける広告宣伝、外国で開催される旅行博覧会等での日本ブースの出展等を行い、後者においては、外国の旅行会社の日本への招請、商談会の実施、訪日旅行商品の共同広告等を行っている。

21年においては、香港との間で日本香港観光交流年を設定し、両国が共同ロゴ、ポスターを作成・使用して、香港国際旅行博への共同出展やスポーツイベント、文化イベントを活用した交流拡大を図った。また、新型インフルエンザの流行等により、交流人口が落ち込んだことを踏まえ、交流年の実施期間を22年3月31日まで3箇月延長し、持続的にプロモーションを実施した。

21年10月には、中部地域（名古屋、高山）にて第4回日中韓観光大臣会合を開催し、国際的な金融危機や新型インフルエンザ等の諸課題の克服に関する共同の取組みや上海万博、ビジットジャパンイヤー、ビジットコリアイヤーを活用した交流人口の拡大の取組みなど、3国間の連携強化を図った。

### (2) 国際会議等の開催・誘致の推進

これまで国際会議の開催・誘致を中心に取り組んできたが、企業等の会議、企業の行う報奨・研修旅行、イベント、展示会・見本市などを含めた広義の国際会議（MICE<sup>(注1)</sup>）も、訪日外国人旅客の増大、経済効果、地域の国際化・活性化等に大きな意味を持っている。

そこで、国際会議だけでなくMICE全般を振興していくため、平成21年7月に「MICE推進アクションプラン」を取りまとめ、これを着実に実施していくことにより、MICEの開催・誘致を積極的に推進していくこととした。

今後は、我が国がMICEの開催適地であることを集中・積極的に海外に向けてアピールするとともに、国内的にまだ浸透しているとは言い難いMICEの意義等について広く国民に啓発していく。特に22年を「Japan MICE Year」として集中的にMICEの推進に取り組んでいる。

### (3) 外国人観光客の受入れ体制の確保

公共交通事業者等の取組みとして、主に都市部の地下鉄等において、路線名と駅名にアルファベットや数字を併記するナンバリング（番号制）が導入されるなど、外国人旅行者の利便性の向上が図られている。これらの取組みをより一層促進するため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客旅行容易化法）」では、公共交通事業者等に対して、情報提供促進措置<sup>(注2)</sup>を講じるよう努力義務を課している。特に、外国人旅行者の利用が多く見込まれる区間については同措置を講ずべき区間として観光庁長官が指定し、これに該当する公共交通事業者等（248事業者）に対して情報提供促進実施計画の作成・実施を義務付けている。

外国人旅行者に対して報酬を得て通訳案内を行う通訳ガイドについては、外国人観光旅客に対する接

(注1) 企業等の会議（Meeting）、企業の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive（Travel））、国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字

(注2) 外国人旅行者が公共交通機関を円滑に利用するために必要な、外国語等による情報の提供を促進するための措置

遇の向上を図り国際観光振興に寄与するため、「通訳案内士法」に基づき通訳案内士試験を実施しており、平成21年4月現在、通訳案内士登録者数は13,530人となっている。また、訪日外国人3,000万人時代に対応した受入環境整備のため、同年6月から通訳案内士制度のあり方について検討を行っている。また、外国人旅行者の受入体制に関する仕組みの構築及び外国人に対する日本の魅力の発信といった努力に公的評価を付与することにより、訪日促進の諸活動が広がることを期待し、一層の外国人旅行者の訪日を推進するため、他の関係者の手本となる優れた取組みを行った者を「YŌKOSO! JAPAN 大使」として、同年12月までに国土交通大臣が63名を任命した。

他方、「国際観光ホテル整備法」に基づき、ハード・ソフトの両面から見て訪日外国人旅行者の宿泊に適したホテル・旅館の登録を行っている。同年12月末現在、1,070軒のホテル及び1,848軒の旅館が登録されている。

#### 4 観光旅行の促進のための環境の整備

##### (1) 休暇の取得・分散化の促進

「新成長戦略（基本方針）」において記述されている休暇取得の分散化について、幅広い分野における議論を喚起する場として平成22年2月26日にシンポジウムを開催し、普及啓発を進めるとともに、休暇の取得やゴールデンウィーク・夏休み等の分散化に対する国民意識や21年9月のシルバーウィークにおける旅行による経済効果等の調査を実施した。

また、観光立国推進本部休暇分散化ワーキングチームにおいて、需要の平準化を通じた観光産業の生産性向上や雇用の安定化等について、政府全体で取り組む具体的な方策について検討を行っている。

##### (2) ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進

ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を促進させるため、高齢者や障害のある方等が参加しやすい旅行商品を企画・造成する際のチェックシートを作成した。

##### (3) 旅行取引を取り巻く環境の変化に対応した消費者保護への取組み

消費者の安全、安心、公正な取引に係わる問題が山積するなか、平成21年9月には、消費者庁が発足し、旅行業法における消費者保護については、観光庁と消費者庁が連携して取り組むこととなった。

##### (4) 日本人の海外旅行促進のための取組み

平成20年12月に観光庁において取りまとめた、「国民の海外旅行容易化に向けた取組」、「若年層向け対策」、「VWC<sup>(注)</sup> 事業等と連携したTwo Way Tourismの推進」の3つを柱とするアウトバウンド施策に基づき、官民一体で取り組むべき課題について、関係者と連携しつつ取り組んでいる。

また、海外旅行者の安全を確保するため観光庁は、外務省等と緊密な連絡をとりつつ、海外旅行者に対する渡航情報の周知徹底や、旅行業者の緊急連絡体制の整備を図っている。

##### (5) 新たな旅行形態の創出等

地域の独自の魅力を生かした「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、平成20年度に引き続き、実証事業を実施した。

(注) Visit World Campaign

また、22年1月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツ観光、医療観光等の多様な観光メニューについて、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行っている。

##### (6) 観光統計の整備

現在、都道府県が独自の調査方法により実施する観光入込客に関する統計について、平成22年度より調査項目や調査方法を共通化して実施するための「観光入込客統計に関する共通基準」を21年12月に策定した。また、国際的に導入が進みつつあるTSA<sup>(注1)</sup>の本格導入に向けた検討等を行った。

今後も訪日外国人の動向に関する統計の整備等観光統計の充実に取り組むこととしている。

### 第3節 良好な景観形成等美しい国づくり

#### 1 良好な景観の形成

##### (1) 景観緑三法に基づく取組みの推進

「景観法」に基づく景観行政団体<sup>(注2)</sup>は平成22年3月現在443団体に増加し、景観計画は216団体で策定されるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、「屋外広告物法」の改正による屋外広告物の登録制度の導入や景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の制定（21年4月現在27団体で条例を制定済み）などの屋外広告物行政が進められている。さらに、「都市緑地法」に基づく緑化地域制度が全国に先駆けて名古屋市や横浜市で適用されるなど、良好な景観の形成と緑豊かで暮らしやすいまちづくり等を推進している。

なお、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく規制・誘導方策についても、地方公共団体による良好な景観の形成に配慮した取組みが進められている。

##### (2) 景観アセスメント（景観評価）システムの運用

景観に配慮した社会資本整備を進めるため、事業の影響を受ける地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させる景観アセスメント（景観評価）システムを運用している。

(注1) TSA (Tourism Satellite Account: 旅行・観光サテライト勘定) は、国民経済計算 (SNA) の枠組みのなかで、観光経済を体系付けるための勘定。サテライト勘定とは、従来の枠組みにはない経済活動をSNAの中で体系付け、新しい経済概念に対応していくときに用いられる枠組みであり、日本では環境、介護、NPO等の分野で試行されている。

(注2) 都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事と協議、その同意を得て景観行政をつかさどる市町村をいう。

## 2 誇りを持てる魅力的な景観形成

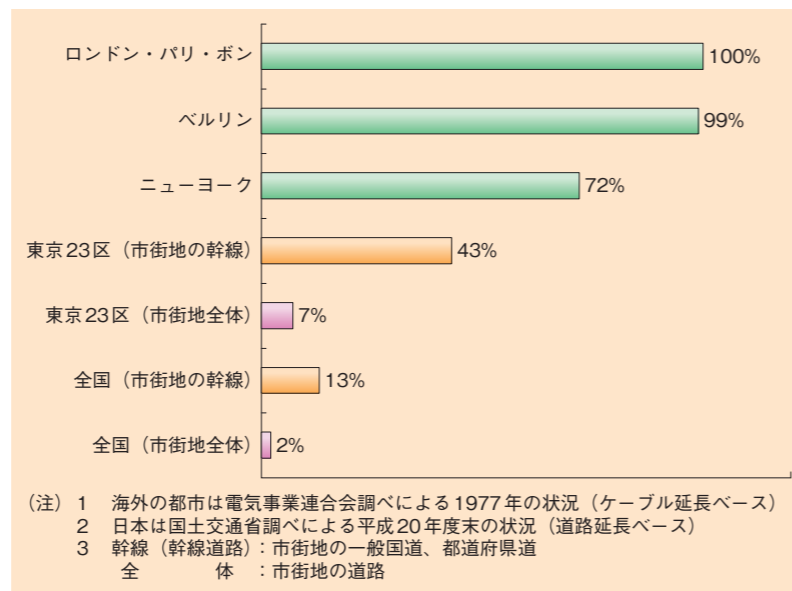
### (1) 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興、地域活性化等を図るため、まちなかの幹線道路に加え、主要な非幹線道路も含めて面的に無電柱化を推進している。

### (2) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした美しい国土景観の形成を図り、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的とする「日本風景街道」を推進している。平成22年3月末現在116ルートが日本風景街道として登録されており、これらのルートについて道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

図表Ⅱ-2-3-1 欧米と日本の主要都市の無電柱化の現状



### (3) 水辺空間等の整備の推進

河川が有する固有の自然・文化・歴史等に合わせ、「多自然川づくり」や「かわまちづくり」、「水辺の楽校」等により、誰もが身近な自然空間として活用できるよう親水性、景観性のある河川整備を推進している。

また、新世代下水道支援事業制度により、公共下水道雨水渠等の空間を活用したせせらぎ水路の整備や、下水処理水をせせらぎ用水として活用するための施設整備等により、下水道の持つ施設空間や下水処理水を活用した水辺の再生・創出に取り組んでいる。加えて、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

## 3 自然・歴史・文化を活かした地域づくり

### ①国家的記念事業や我が国固有の文化的資産の保存・活用

国家的な記念行事、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議決定を経て設置する国営公園の整備を推進しており、国営昭和記念公園を始め、5公園が開園している。平成21年度には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(飛鳥区域)において、キトラ古墳周辺地区等の整備を行った。

### ②古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、古都保存法に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れ等の古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

### ③歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保全・活用を推進するとともに、歴史的砂防関係施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核として位置づけ、環境整備を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取組みを促進している。

### ④歴史的風致の維持・向上によるまちづくりの推進

城、神社などの歴史的な建物や町家、武家屋敷などのまちなみと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを国が支援する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」が平成20年に施行され、22年3月31日現在、すでに認定を受けた16市町が行う歴史まちづくりに対して支援を行っている。

